

有償支給取引の設例は見直しも

# 収益認識会計基準案、 大きな方向性に変更なし

企業会計基準委員会（ASBJ）は10月20日まで意見募集を行っていた企業会計基準公開草案第61号「収益認識に関する会計基準（案）」等に寄せられたコメントについての検討を開始した。寄せられたコメントの大半は公開草案に賛成するものであり、大きな方向性について変更はなさそうだ。ただし、個別意見として、内容の明確化のほか、代替的な取扱いや設例の追加を求める意見が多数寄せられている。また、日本特有な取引として設例に示した有償支給取引に対しては自動車関連会社を中心に見直すべきなどの意見が寄せられている。そのほか、税務上の取扱いについて明確化すべきとの意見も多かった。なお、同委員会では来年3月頃までには正式決定する方針を示している。

## 税制改正がされた場合、中小企業に影響

公開草案へのコメントは全部で69件にのぼる。その大半は賛成意見となっており（表参照）、大きな内容面での変更はなさそうだが、個別意見も多数寄せられていることから会計基準本文や結論の背景、設例などについて相応の見直しが行われることになろう。

では、主だったコメントをみてみよう。今回の収益認識会計基準案は連結財務諸表だけでなく、個別財務諸表にも適用することとされているため、税務への影響を懸念する意見が聞かれている。例えば、「税務上の申告調整が増加しないように会計基準の処理が税法上も受入れ可能とすべき」「中規模の企業等に対する影響が大きいと、個別財務諸表への適用を任意にすべき」といったものだ。ただし、その一方では、会計基準の策定に伴い税制改正が行われることになれば中小企業にとって税や事務負担が生じる可能性があり、中小企業への影響を懸念する意見もあった。

## 割賦基準も代替的な取扱いに

公開草案では、これまでの日本企業の実務等に配慮し、重要性等に関する代替的な取扱いを容認しているが、規定されていない場合についても重要性等を考慮した上で現行の実務が認められる旨を明記してほしいとの要望が寄せられている。また、税務処理に大きな影響を与える割賦販売における割賦基準を代替的な取扱いとして規定することを求める意見などもあった。

そのほか、設例に関しては、IT業界におけるアウトソーシング契約など複数の財又はサービスを統合して提供するケースや、クレジットカード会社からカード保有者へのポイント付与の会計処理などを追加すべきとの意見があった。また、有償支給取引に関する設例に対しては、削除や見直しを求める意見が多数寄せられており、何らかの対応が行われる模様だ。

【表】 収益認識会計基準案での質問に対する寄せられたコメントの概要

公開草案における質問	コメントの概要
(質問1) 開発にあたっての基本的な方針に関する質問	大半のコメント提出者は同意。ただし、個別意見あり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>最終化にあたり教育文書の発行を検討すべき</li> <li>個別財務諸表への適用を任意にすべき</li> <li>税務上の取扱いを明確にすべき など</li> </ul>
(質問2) 適用範囲に関する質問	大半のコメント提出者は同意。ただし、個別意見あり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>保険契約に関して、保険法に定められていない保険契約への適用について明らかにすべき</li> <li>範囲外とされている契約コストの取扱いを明確にすべき など</li> </ul>
(質問3-1) 収益の認識基準に関する質問	大半のコメント提出者は同意。ただし、個別意見あり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道業における定期乗車券による旅客運輸収入について発売日を基準とする方法が採用しているケースでは影響がある</li> <li>工事契約会計基準の考え方を採用しているか否か結論の背景で言及すべき など</li> </ul>
(質問3-2) 収益の額の算定に関する質問	大半のコメント提出者は同意。ただし、個別意見あり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>長期請負工事において重要な金融要素が含まれるか否かの判断規準を示すべき など</li> </ul>
(質問3-3) 特定の状況又は取引における取扱いに関する質問	大半のコメント提出者は同意。ただし、個別意見あり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>クレジットカード会社からカード保有者へのポイントの付与は、引当金計上も可能であると考えられ、企業が取引実態を踏まえた会計処理が可能となるようIFRSと同様に結論の背景に明記すべき</li> <li>ライセンスの供与に関して、知的財産の例示、支配的な項目について、IFRS第15号を参考に記載することが望まれる など</li> </ul>
(質問4) 重要性等に関する代替的な取扱いに関する質問	大半のコメント提出者は同意。ただし、個別意見あり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>代替的な取扱いが規定されていない場合も、重要性等を考慮した上で現行の実務が認められるべき旨を明記すべき</li> <li>割賦販売における割賦基準を代替的な取扱いとして定めるべき など</li> </ul>
(質問5) 開示（表示及び注記事項）に関する質問	大半のコメント提出者は同意。ただし、個別意見あり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>早期適用時の注記事項について開示例を示すべき</li> <li>単体開示は簡素化する方向で検討すべき など</li> </ul>
(質問6-1) 適用時期に関する質問	大半のコメント提出者は同意。ただし、個別意見あり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>強制適用時期に関して、2年後に後ろ倒しを望む</li> <li>連結財務諸表から先行して適用することは可能か など</li> </ul>
(質問6-2) 経過措置に関する質問	大半のコメント提出者は同意。ただし、企業会計基準第24号の定めに基づく注記が必要であることを結論の背景等に記載するべきとの見あり。
(質問7-1) IFRS第15号の設例を基礎とした設例に関する質問	大半のコメント提出者は同意。
(質問7-2) 我が国に特有な取引等についての設例に関する質問	大半のコメント提出者は同意。ただし、個別意見あり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>有償支給取引について同意できない</li> <li>設例の追加の要望 など</li> </ul>

(出典：企業会計基準委員会の資料に基づき編集部作成)